

第三次尾張旭市都市計画マスタープラン（素案）に対する御意見と市の考え方

1 意見募集期間

令和7年12月8日（月）から令和8年1月6日（火）まで

2 意見の数

3名（38件）

3 意見の内容と市の考え方

番号	ページ	章	意見要旨	市の考え方
1	表紙	表紙	〇〇年の表記が元号のみで書かれていますが、元号はわかりにくくなっているため、表紙にも西暦を用いたほうが良いと思います。 せめて、2026年（令和8年）など、中日新聞などと同様の記述としてください。	いただいた御意見を踏まえ、計画期間に関する記載につきましては、尾張旭市第六次総合計画と整合を図り、令和8（2026）年度～令和17（2035）年度に修正します。
2	3	第1章	4. 計画期間 10年間の計画ですが、5年後などに中間見直しなどは予定されているのでしょうか。	中間見直しにつきましては、第6章の2 進行管理・見直し（P.123）に、中間年次においては、上位計画の見直しや本市を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行うことを記載しております。
3	4	第1章	5. 尾張旭市第六次総合計画の実現に向けて 初見では、唐突に、基本目標4が現れて驚きました。少し考えて、第6次総合計画の基本目標4だろうと気づきましたが、前ページの基本目標4を太字にするとともに、見出し「基本目標」の文を、「めざすまちの未来像の実現のため、第6次総合計画では8つの分野ごとに基本目標が定められています。基本目標のうち、都市計画マスタープランでは、基本目標4の達成につながる計画とします。」などと、加えると良いかもしれません。見開きとなる印刷物ではなく、単ページごとに読んでいくと、わかりにくくなる場合もあるため、それを念頭におき、単ページでもわかりやすい内容となるようにしてください。	いただいた御意見を踏まえ、尾張旭市第六次総合計画からの抜粋部分につきましては、単ページごとであっても分かりやすくなるよう、枠で囲むなどの修正を行います。 また、4行目からの文章につきましては、「本計画は、以下の尾張旭市第六次総合計画のめざすまちの未来像の実現のため、まちづくりの基本方針や8つある基本目標のうち、都市基盤分野である基本目標4の達成につながる計画とします。」に修正します。
4	10	第2章	1の(1)住む場 良好な住環境が整ったまち 本文3行目、「70.6%が計画的に整備された住宅地」ということですが、残りの約30%の、計画的に整備されなかった地域は、どのような特徴や課題があるのか、分析がされているのでしょうか。また、その地域向けの対策は考えられていますか。	御意見のあった市街化区域のうち土地区画整理事業や民間開発事業が行われていない地域につきましては、道路が狭く公園などの公共空間が不足しているとともに老朽化した住宅が多いことが特徴であり、課題となっています。 そのため、対策として、狭あい道路の拡幅整備をはじめ、住宅の耐震化や空き家対策、柔軟な市街地整備手法の活用により地域住民の意向を踏まえた住環境の改善を図ることを、目標Iの方針1（P.61）及び方針2（P.65）に記載しております。

番号	ページ	章	意見要旨	市の考え方
5	11	第2章	1の(1)住む場 暮らしの身近に公園が充実しているまち 本文3～4行目、「250mの範囲内に住む住宅の割合が93.2%」とあります。尾張旭市の魅力の一つだと思います。他市との比較をグラフにするなど、できないでしょうか。	他自治体が公表している詳細なデータがないことから、比較グラフ等の作成は困難です。
6	12	第2章	1の(1)住む場 空き家の推移 グラフから 土地区画整理した地域と、民間開発地域と、それ以外の地域とでは、空き家の出現率に違いがあるのでしょうか。例えば、道路が狭い地域で、空き家が増える傾向だとすると、空き家を防ぐ効果的な方法は、他の地域とは違うように思えますが、地域的な違いなどを分類し、それぞれの対策メニューが検討されているのでしょうか。	空き家実態調査による空き家の分布状況につきましては、基盤整備が行われていない既存市街地や昭和60年代までの土地区画整理事業により形成された市街地に多い傾向があります。 空き家対策に係る地域的な分析や具体的な取組につきましては、関連計画である空家等対策計画において、引き続き検討を進めてまいります。
7	13	第2章	1の(1)住む場 多様なライフスタイルへの対応 本文2行目「一人ひとりのライフスタイルに対応した住環境の整備が求められています。」とありますが、ライフスタイルの違いで、住環境整備にどのような違いが出るのですか。引っ越しで、ライフスタイルの異なる人が入居した場合、それに合わせて周辺のまちづくり整備を変化させるのですか。	住環境の整備につきましては、駅周辺の利便性の高い地域や郊外の緑豊かでゆとりある地域など、それぞれのライフスタイルに応じた居住地が選択でき、多様な暮らし方ができる住宅地の供給に努めること、居住ニーズに応じた住まいを選べる仕組みづくりなどに取り組むことを、目標Ⅰの方針1(P.62)に記載しています。
8	20	第2章	1の(3)緑・水辺 緑と水辺の多様な機能の活用 日陰の歩道をはりめぐらして、夏場でも途切れない日陰を歩いて移動できるようにして欲しいです。	歩道に日陰をつくる街路樹につきましては、休憩や滞在、交流の場として適度な木陰を作り出し、憩いを与えることから、適切な維持管理を行うとともに、景観に配慮した配置の見直しを検討することを、目標Ⅱの方針2(P.71)に記載しております。
9	22	第2章	1の(4)生活利便性 徒歩圏内に生活利便施設が揃っているまち 長久手のイオンモールまで、歩いて行くこともあります。尾張旭市役所までと、それほど差はありません。徒歩圏内で示す範囲として、市の周辺5キロ～10キロメートル圏内程度を地図に示しても良いと思います。コンパクトな市であるため、尾張旭市内に生活圏が収まらない市民も多いのではないのでしょうか。	都市構造の評価に関するハンドブック(国土交通省)において、高齢者の一般的な徒歩圏は半径500m(分速50m×10分)とされていることから、図においては、それぞれの施設から500mを都市機能徒歩圏を着色しており、市民の徒歩圏内に生活利便施設が揃っていることを表しております。
10	29	第2章	1の(5)にぎわい・活力 工業集積・企業進出の支援と働く場の創出 工業の集積や企業進出は、望ましい将来でしょうか。 尾張旭市は、名古屋市などのベッドタウンという性格が強く、昼間人口が夜間人口よりも少ないのは、その特性と言えます。 さらなる活力の向上を図るために、市内で働く場を確保する必要があるという図式は、画一的な考え方のようにも思われます。 法人市民税を増やすためには、市内に事業所の誘致が必要だと言うなら理解できますが、緑あふれる公園のようなまちは、活力のある、喧噪に包まれた地域ではないように思います。昼間人口が少ないからこそ、尾張旭市の良さが維持できるのではないのでしょうか。 また、昼間人口が少ないということは、就労人口が多くなければ実現できないもので、例えば、高齢化率が非常に高く、市外から介護事業所へ人が働きに来る地域の場合は、どうなるのでしょうか。 市内に、昼も夜も滞在を続けるのは、高齢者、中学生以下の子ども、幼児に寄り添う保護者が考えられますが、それらの年齢層を除いた上で、昼夜人口比率を他都市と比較すると、違う視点も得られるのではないのでしょうか。分析をお願いします。	本市は住宅都市としての特性を有し、静かで緑豊かな住環境は大きな魅力です。一方で、市内に働く場を確保することは、通勤負担の軽減や地域経済の活性化などの多様な効果が期待されます。工業集積や企業誘致は、こうした観点から暮らしの質を高める手段の一つであると考えており、地域特性や環境への配慮を踏まえて取り組んでまいります。 なお、昼夜人口比の年代別や都市間比較については、現時点で十分なデータがないことから、今後の検討課題とさせていただきます。
11	34～35	第2章	3. 市民が描く未来のまちの姿 見開きの2ページで、尾張旭市を、西、中、東、南に分けてありますが、なぜ、このように分けようと考えたのか、分けることにしたのか、そのあたりの説明が無く、唐突に感じます。 フデラボの取組は、市民の意見を集めるものとして良いと思います。参加者の年齢構成と、地域属性に偏りが無かったか気になるところです。どのような状況でしょうか。 また、子どもの意見を取り入れる努力は、どのようにされたのか教えてください。	本市では、東西方向の主要道路や鉄道駅を中心とした生活圏が形成され、南北方向には幹線道路が丘陵地と市街地を結ぶ重要な役割を担っています。こうした東西、南北の交通軸や生活圏の広がりを踏まえ、将来都市構造における拠点や軸、交通ネットワーク及び市民の実際の生活行動を重視して、市内を東部・中部・西部・南部の4地域に区分しております。 市民ワークショップ(フデラボ)につきましては、10代から70代まで幅広い年代の約30名の市民が参加しました。高校生や大学生、小学生以下のお子さんを連れて参加された方もおり、多様な世代の方が一緒になって本市の未来について考えていただきました。

番号	ページ	章	意見要旨	市の考え方
12	36	第2章	3. 市民が描く未来のまちの姿 にぎわいと活気のあるまち つながりを育むまち ご近所付き合いなど、人とのつながりが弱くなる中で、他人と会話をしたいという欲求を持ちながら叶わない人もいます。 屋外の公園などでは、天候に左右されて難しい時もあるため、屋内スペースでも他人との雑談、会話を楽しめるスペースがあると良いと思います。 市役所や拠点施設公民館等にそのような場所が作れないでしょうか。また、そこでのマナー、ルール（お金のやりとりをしない、何かの勧誘をしないとか）も考える必要があります。イギリス発祥の、おしゃべりベンチが、ヒントにならないかと思います。	駅周辺や主要な幹線道路において、通行に支障のない余剰地を活用し、ベンチなどの休憩施設の設置に努めることを、目標Ⅲの方針1（P.78）に記載しております。 また、三郷駅周辺まちづくりにおける再開発施設や公共施設では、駅に集う様々な人の待合せや滞在ができ、交流が生まれる居心地の良い都市空間の創出を図ることを目標Ⅳの方針1（P.82）に記載しております。 その他公共施設の内部における交流スペースの創出に係る御意見につきましては、関係部署と情報共有してまいります。
13	40～41	第3章	1. まちづくりの理念 イラスト 市東部を流れる愛知用水も水辺として有効だと思います。イラストの中に表現できると良いと思います。	いただいた御意見を踏まえ、まちづくりの理念を表すイラストに愛知用水のイメージを加えます。
14	43	第3章	2. まちづくりの目標 目標Ⅲの移動の内容に、「自転車による移動のしやすさ」、「夏場に連続した木陰を歩ける歩道の整備」を加えてください。	P.42～44につきましては、目標それぞれの概要を示しております。 「自転車による移動のしやすさ」につきましては、環境負荷の少ない自転車による安全な移動を支えるため、自転車通行空間のネットワーク整備や段差解消に取り組むことを、目標Ⅱの方針4（P.74）に記載しております。 また、「夏場に連続した木陰を歩ける歩道の整備」につきましては、街路樹が、休憩や滞在、交流の場として適度な木陰を作り出し、憩いを与えることから、適切な維持管理を行うとともに、景観に配慮した配置の見直しを検討することを、目標Ⅱの方針2（P.71）に記載しております。
15	43	第3章	2. まちづくりの目標 まちのオープンスペースは、屋外だけでなく、公共施設、店舗など屋内も加え、設置を促してください。	P.42～44につきましては、目標それぞれの概要を示しております。 「まちのオープンスペース」につきましては、駅前広場だけでなく、公共施設における公共空間、駅周辺や幹線道路沿道の商業地における店舗についてもオープンで快適な滞在空間づくりに取り組むことを、目標Ⅳの方針2（P.84）に記載しております。
16	47	第3章	3の(4)産業用地の規模 産業用地が増えれば、市内総生産が増えるという考え方は正しいのでしょうか？単位面積あたりの向上は図れないのでしょうか。どの地域に産業用地を確保するかも問題になると思います。	産業用地の拡大につきましては、本市における市内総生産が増加傾向にあり、過去の成長率と同じように推移する場合には、現在の産業用地の規模では不足すると考えております。 将来の市内総生産の増加に対応するためには、単位面積あたりの生産性向上も重要な視点ではありますが、本計画では現状の土地利用効率や産業構造を踏まえ、用地の面的な確保が必要と判断しております。 本計画における土地利用方針では、産業用地として、既存の工業・商業地区における集積を図ることをはじめとし、新たな産業立地の誘導による市街地の形成を検討する「産業系市街地検討地区」を晴丘町周辺に位置付け、地域の活性化や産業振興につながるよう民間活力の活用を含めた土地利用を検討する「公共施設跡地利活用検討地区」を平子町北地内市有地に位置付けております。
17	50	第3章	4の(2)将来都市構造の設定 ゾーンについて、工業地域と商業地域をまとめて、産業地域としてしまうことに少し無理があるような印象を持ちました。何かお考えがあるのでしょうか。	将来都市構造における「ゾーン」につきましては、同じ特性や役割を有する大まかな土地利用の方向性を示すものです。都市計画マスタープランでは、将来必要となる住居系市街地や産業系市街地の規模を想定し、将来の土地利用方針を定めており、この考え方は上位計画である名古屋都市計画区域マスタープラン（愛知県）との整合を図っております。

番号	ページ	章	意見要旨	市の考え方
18	51	第3章	5の(1)土地利用の区分の配置 緑地の保全を、もう少し強い姿勢で臨まなければ、緑地の減少を止められないのではないのでしょうか。低未利用地の緑地化を推進してはどうでしょうか。	本市の魅力である豊かな自然環境や田園風景につきましては、適切に保全し未来に引き継ぐ必要があると考えており、自然環境の保全について目標Ⅱの方針1（P.68）に係る記載をしております。 また、いただいた御意見の民有地の緑の創出につきましては、目標Ⅱの方針2（P.72）及び低未利用な民有地の活用を目標Ⅳの方針2（P.84）に記載しており、今後も関係部署が連携して貴重な自然環境の保全に取り組んでまいります。
19	56	第3章	5.土地利用の方針（1）土地利用の区分の配置 土地利用方針図 霞ヶ丘町北地区について、名鉄印場駅ができ30年ほどが経ち、近いところで徒歩約7分ほどの距離に位置しています。また、霞ヶ丘線により交通の利便性が向上しました。 現在、霞ヶ丘線沿いに地域住民の買い物環境改善に資する商業施設を条件に市有地貸付物件（霞ヶ丘町中）として事業者の募集が行われており周辺の活性化が見込まれます。霞ヶ丘町北の中でも雑木林が伐採され更地になっているところもあります。  ただ、霞ヶ丘町北地区は市街化調整区域であるため固定資産税は市街化区域に比べ安いとは思いますが、多くの住民は高齢者世帯であり調整区域ゆえに土地建物の相続や売買がしづらいなど近い将来に空き家が多発することが目に見えています。 ※ 霞ヶ丘町北地区には約100戸ほどありますが、市街化調整区域と知らずに住んでいる住民もいます。 故に霞ヶ丘町北の市街化調整区域から市街化区域への見直しを行って頂けないかを意見として提出します。 ※ 霞ヶ丘町中が市街化区域で霞ヶ丘町北が市街化調整区域と隣り合う同じ霞ヶ丘町で何故異なるのかが正直不思議に思っています。 市のメリットとしては、固定資産税収入の増加が見込める、売買しやすくなることで新しい市民の増加が見込める、同様に空き家問題の削減が見込める。 住民のメリットとしては、相続問題が軽減される、売買しやすくなる、リフォームが行いやすくなる。 デメリットとしては、市は、見直しによる手続きが発生する。住民は、固定資産税が高くなる。	将来人口の推計結果（P.45）では、本市の人口は緩やかに減少することが見込まれ、計画期間に必要な住宅用地は現在の規模を上回ることはないと予想されます。 このため、霞ヶ丘町北地区含む市街化調整区域につきましては、現時点では住宅用地として市街化区域へ編入する考えはありません。
20	58	第4章	まちづくりの方針のまとめ 安全・安心の項目の今後必要なところに「民間建築物の耐震性向上」とありますが、断熱性、発電を加えてはどうでしょうか。それを促進するには、古い建築物の建替を促すことだと思いますが、そうすると、P.59の目標Ⅰの方針1-(3)の今ある住宅ストックの活用と整合性がとりにくいように思います。どのように考えれば良いのでしょうか。	断熱性や再生可能エネルギーの導入は、環境負荷の低減や快適な住環境の実現に向けて重要な視点と認識しています。断熱性や気密性の高い省エネルギー住宅をはじめ、再生可能エネルギーや環境負荷の少ない建材を活用した環境配慮型住宅の普及促進に努めることを、目標Ⅱの方針4（P.74）に記載しております。 目標Ⅰの方針1（P.62）の今ある住宅ストックの活用と建替促進は相反するものではなく、建物の状態や立地条件に応じて、適切な改修による活用と更新による機能向上を使い分け、総合的に住環境の質の向上を図ってまいります。
21	59	第4章	まちづくりの方針のまとめ 目標Ⅱの方針4-(2)に続き、(3)として、自転車道の整備を加えてはどうでしょうか。	環境負荷の少ない自転車による安全な移動を支えるため、自転車通行空間のネットワーク整備や段差解消に取り組むことを、目標Ⅱの方針4（P.74）に記載しております。自転車通行空間には、道路構造令に定める自転車道や自転車通行帯を含んでおります。

番号	ページ	章	意見要旨	市の考え方
22	62	第4章	<p>目標Ⅰの方針1の(3) 今ある住宅ストックの活用 霞ヶ丘町北は、市街化調整区域で原則建築ができません。空き家を相続したものの、売却や解体などが思うように出来ず現状維持せざるを得ない方もいるでしょう。また市が取組を実施したら固定資産税が上がるのではと住民の不安も出ると思います。空き家の活用(P.62)は一部優良物件を除いて難航が予想され、空き家マッチング支援策(P.62)は現地調査・立会・図面作成など、市職員の方々の業務量・労働時間が増えるので、その対応が必要だと思います。</p> <p>既成市街地の再生や空き家の活用と並行して、空き家解体を支援する施策が不可欠だと思います。例えば『解体・更地後も固定資産税の軽減特例(1/6、1/3)を10年間継続する』、『地震や火災に備えて調整区域を含む住宅集中地に存する空き家を敢えて解体させて“緩衝地”を作る→協力する人には解体費用全額補助する』、『市街化調整区域の再建築不可要件の緩和を国・県に求める』など大胆な支援策がないと空き家問題は改善せず、既存空き家の再生策だけでは限界があると思います。</p> <p>なお素案P.13空き家分布状況(R5)ですが、少なくとも霞ヶ丘町北付近は分布状況の丸点よりも多い空き家が、当時既に存在したと思います。</p>	<p>空き家対策に係る具体的な取組につきましては、空き家の活用、マッチング支援策(P.62)のほか、所有者に適切な管理を促すとともに必要に応じて管理不全空家や特定空家等の認定を行い解消に努めることを、目標Ⅰの方針2(P.65)に記載しております。</p> <p>また、御意見のあった空き家解体の支援策につきましては、今後の具体的な取組の検討において、参考とさせていただきます。</p> <p>なお、空き家の分布状況(P.13)につきましては、令和5年度に実施した現地調査を含む空き家実態調査の結果によるものです。</p>
23	62	第4章	<p>目標Ⅰの方針1 主な取組(2)の最後に、サ高住などへの整備への支援策を検討、とありますが、支援ではなく、市が主体となって、市営住宅やサ高住を供給して欲しい。</p> <p>主な取組(3)にある、「空き家」は、どの程度の水準を考えるのか。(狭い、耐震性や断熱、省エネ、バリアフリー性能などで)低水準の住宅が供給され続けることで、空き家になりやすい住宅が増えないでしょうか。</p> <p>住宅に求められる性能・仕様が高くなると、建設費が高額となるため、数世代で長く使い続けることを想定した長寿命な住宅が望まれると思います。建設費を世代を超えて負担するのは、それにより、建築廃棄物の減少など、長期的な社会的コストの減少をはかり、長期的な効果を社会全体で享受するようにできないでしょうか。</p> <p>そのために住まいの公営化促進を目指すというのではないかと思います。持ち家を持って、維持費がかかりますし、維持費を惜しむことで、本来発揮できる住宅の長寿命性能が失われるとすれば、それも社会的な損失だと思います。社会全体のコスト削減は(例えば断熱性能がエネルギー資源の輸入量を減らすので)国際競争力の維持・向上にも貢献すると思います。</p> <p>また、家族が増えても、それに合わせた住宅が提供されるようになれば、子育て世代が高額な住宅費用から解放され、少子化対策にもつながるのではないのでしょうか。</p> <p>公営住宅の大規模な供給が望まれます。</p>	<p>公営住宅の目的は、住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸する住宅を供給するものと認識しております。このため、バリアフリー住宅やサービス付き高齢者向け住宅(サ高住)など多様化する住まいのニーズへの対応につきましては、民間の住宅供給を基本としつつ、必要に応じて支援のあり方を検討してまいります。</p> <p>利活用できる空き家の水準につきましては、耐震性や居住性能などの水準も踏まえ、利活用の可能性を見極めながら、適切な対応を進めてまいります。</p> <p>また、住宅の長寿命化や省エネ性能の向上は、環境負荷の低減や将来的な社会的コストの抑制にもつながる重要な視点と認識しており、住宅施策における今後の具体的な取組の検討においても、参考とさせていただきます。</p>
24	68	第4章	<p>目標Ⅱの方針1 主な取組(1) ①森林の保全について 森林の保全とともに、獣害対策の検討を行うこと。イノシシやシカの侵入が尾張旭市でも見られるため、それを防ぐにはどうすべきか考えること。 未利用な果樹の伐採、動物が身を潜める茂みの無い帯状の地域を、市の外周に設けることで防げるのではないのでしょうか。</p>	<p>近年、市内でもイノシシやシカ等の出没が確認されており、獣害対策の必要性は認識しております。</p> <p>野生鳥獣の市街地への侵入を防ぐためには、間伐や下草刈りなどの森林の適切な保全を行い、森林の見通しを良くする取組も必要になると考えております。</p> <p>また、未収穫の果樹や農作物を適切に管理・除去することも、動物を引き寄せないために有効と考えますので、今後の具体的な取組の検討において、参考とさせていただきます。</p>

番号	ページ	章	意見要旨	市の考え方
25	69	第4章	目標Ⅱの方針1 主な取組(3) ①農地の保全と多面的機能の活用 「農地の無秩序な転用の抑制を図る」とありますが、そのためにも、農業従事者の所得を向上させることを考えると良いと思います。景観に配慮した上で、営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）の推進を行うべきです。	農業従事者の所得の向上につきましては、農業の担い手の支援として、特産品の普及促進をはじめ、農地の集積や集約化、スマート農業などの新たな技術の活用による支援を図ることを、目標Ⅳの方針3（P.87）に記載しております。 なお、営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）の推進につきましては、今後の具体的な取組の検討において、参考とさせていただくため、関係部署と情報共有してまいります。
26	74	第4章	目標Ⅱの方針4 （P.59の指摘と重複しますが）、自転車道の整備を加えてはどうでしょうか。	自転車通行空間には、道路構造令に定める自転車道や自転車通行帯を含んでおります。
27	76	第4章	目標Ⅲ 挿絵に、自転車も加えること。	いただいた御意見を踏まえ、イメージ図を作成します。
28	77	第4章	目標Ⅲの方針1 主な取組(1) ③高齢者や障がい者に対する移動の支援 支援だけでなく、移動手段の多い地域への住み替えを促すことも検討すると良いのではないのでしょうか。 名古屋市内でも見られる、レンタル自転車の普及はどうでしょうか。	高齢者や障がい者に対する移動の支援につきましては、高齢化やライフスタイルの変化に対応した住み替えができるよう、住み替え支援制度を研究することを、目標Ⅰの方針1（P.62）に記載しております。 また、レンタル自転車につきましては、今後の具体的な取組の検討において、参考とさせていただきます。
29	78	第4章	目標Ⅲの方針1 主な取組(2) ③歩行空間の再配分 自転車が出てこないようですが、自転車と乗用車を同じにされると交通事故も心配です。どのように考えておられますか。	いただいた御意見を踏まえ、③歩行空間の再配分について「歩行者や自転車利用者が安全で快適に移動できるよう、限られた道路空間の中で車道・歩道・自転車走行空間の適切なバランスを検討し、人を中心とした居心地のよい歩行空間の創出を図ります。」に修正します。
30	82	第4章	目標Ⅳの方針1 主な取組(1) ①三郷駅周辺まちづくりについて お金がかかりすぎるのではありませんか？再開発計画は凍結し、物価や人件費高騰を踏まえて、再検討すべきです。円安が進む中、現業労働力（外国人労働者）の確保が困難になっていないのでしょうか。急速に状況が変化してしまったように思います。もっと慎重になった方が良くと思います。	三郷駅周辺まちづくりは、上位計画である第六次総合計画において、楽しさを感じるまちづくりのために重点的に実施する主な取組（重点パッケージ）に位置付けられており、本計画においても、三郷駅周辺を将来都市構造における中心拠点として位置付け、本市の顔としてふさわしい、活力があふれるまちづくりの実現をめざしてまいります。 なお、今後も社会情勢の変化を注視しながら事業を進めるよう、いただいた御意見につきましては、関係部署と情報共有してまいります。
31	83	第4章	目標Ⅳの方針1 主な取組(2)大規模な公園緑地の魅力の向上について 本文中に、「にぎわいの拠点」「駐車場の整備」などが見られますが、休日などに人を呼び込み賑わうことで、ゆったりとした住環境が脅かされる心配もあります。周辺地域住民の理解は得られているのでしょうか。	大規模な公園緑地におけるオープンスペースを活用したにぎわいの創出につきましては、本市の魅力をもっと高めるために必要な取組であると考えております。 また、矢田川河川緑地の活用における駐車場の整備につきましても利便性の向上において必要な取組であると考えております。 なお、実施にあたっては、周辺住民の理解を得ながら進めるよう、関係部署と情報共有してまいります。
32	85	第4章	目標Ⅳの方針2 主な取組(2) ①歴史的資源の保全や活用について 大賛成ですが、写真が2つしか無いことに、具体策の検討が弱いのではないかと心配になりました。社会教育の部署ともっと連携し、活用資源がどれだけあるか検討を深めて欲しいと思います。	歴史を感じる景観の具体的な例として、参考写真となる2箇所を選択しておりますが、いただいた御意見を踏まえ、関係部署と情報共有を図り、その他の歴史資源の参考写真の追加を検討します。
33	86	第4章	目標Ⅳの方針2 上段のコラムの出典があると良い。	いただいた御意見を踏まえ、出典を記載します。

番号	ページ	章	意見要旨	市の考え方
34	96	第5章	<p>1. 地域区分の設定</p> <p>P. 34～35で疑問に感じた話（西、中、東、南に分けることに唐突さを感じる）が、ようやく、ここで説明されています。</p> <p>私は、瑞鳳校区の住人なので、矢田川以南を、南地域とすることに、合理性を感じるとともに、こうしたゾーニングを行うことで、課題となっている「南北の移動」の解決に、力が入らなくなるのではないかと危惧します。</p> <p>西、中、東、南だけでなく、瑞鳳校区も含めた西、本地原校区も含めた中、を課題として検討することで、南北移動問題の検討がしやすくなるのではないのでしょうか。</p>	<p>第3章の将来都市構造（P. 48）において南部地域の瑞鳳校区と西部地域及び本地原校区と中部地域につきましては、市民の暮らしを支える「暮らし環境軸」により都市活動の活性化や円滑な市民交流を促進します。</p> <p>第4章の目標Ⅲで定めた移動に関するまちづくりの方針は、全市的な取組の方針を示しております。一方で、第5章は第4章で示したこれらの方針に基づき、各地域で実施する具体的な取組を、地域のマップに明示したものです。</p> <p>このため、地域を区分することは、第4章で示す方針に基づく取組内容に影響を及ぼすことはないと考えております。</p>
35	96	第5章	<p>1. 地域区分の設定</p> <p>矢田川南地域、国道363以南地域の住人は、比較的尾張旭市への帰属意識が低いように思われます。ワークショップへの参加者の居住地のバランスはどのような状況だったのでしょうか。帰属意識の低さ、無関心さから、その地域の参加者が少ないという状況になっていないのでしょうか、気になるところです。小学校区別の参加者数や年齢構成はどのような状況でしたか。</p>	<p>市民ワークショップ参加者のうち、矢田川より南側の地域にお住まいの方は4名であり、年齢構成は10代以下、40代、50代、60代がそれぞれ1名ずつでした。</p>
36	96	第5章	<p>1. 地域区分の設定</p> <p>生活圏を考える上で、生活圏の多くを市外に依存する尾張旭市民も少なくないと思えます。このため、公共交通による移動を、市内を中心に検討するのではなく、藤が丘、長久手、春日井までの移動を（瀬戸と守山区は名鉄瀬戸線があるため、課題ではないように思えます）視野に入れて検討して欲しいと思います。</p>	<p>本市は、市内を運行する様々な公共交通を組み合わせることで近隣自治体への移動ができるよう、公共交通ネットワークを形成しております。</p> <p>いただいた御意見にある市外への移動につきましては、名鉄バス及び名古屋市営バスの既存バス路線の維持と活性化に努めることを目標Ⅲの方針1（P. 77）に記載しております。</p> <p>また、持続可能な公共交通体系の構築に向け、関係する事業者と十分な連携を図ってまいります。</p>
37	109	第5章	<p>4. 西部地域 (1) 西部地域の特徴とまちづくりの方向性</p> <p>「市西部は比較的若い世代が多く暮らしている」旨記述がありますが、この表現は合わないと感じました。例えば霞ヶ丘町は一部を除き高齢化が進み、町内会の核となる役員等（役員・班長など）の選出に苦心する班があります。町内会組織を維持するのが年々困難になっているのです。桜ヶ丘など近隣他町も同じ傾向だと思えます。</p>	<p>西部地域に位置する霞ヶ丘町につきましては、高齢化は進行していますが、本市を西部・中部・東部・南部の4つの地域に区分し高齢化率を比較すると、西部地域は他の地域に比べて、相対的に高齢化率が低くなっています。</p> <p>このため「土地区画整理事業により街並みが整備された地区を中心に、比較的若い世代が多く暮らしている」と記載しております。</p>
38	112～114	第5章	<p>4. 西部地域 (3) 西部地域の取組一覧表</p> <p>霞ヶ丘町に「既成市街地の再生」「狭あい道路の拡張整備」の明記がありますが、私はこの取組予定を本冊子（素案）で初めて知り、やや唐突な印象を受けました。霞ヶ丘1号・印場元町霞ヶ丘1号など霞ヶ丘町を南北に走る狭あい市道があります。生活道路だが、守山区北部方面との“抜け道”として利用する車が見受けられ、特に令和6年の霞ヶ丘線開通以降に増加したと個人的に感じています。取組着手の前に立て看板を設置するなど、まずは比較的安価な手段で生活道路である旨の啓発が出来ないのでしょうか。</p>	<p>生活道路につきましては、地域住民や警察署と連携した通過交通の速度抑制や、適切な交通安全対策に取り組むことを、目標Ⅲの方針2（P. 79）に記載しております。</p> <p>なお、取組着手の前に、立て看板を設置することにつきましては、関係部署と情報共有してまいります。</p>